

お客様各位

令和3年8月19日
税理士法人神戸合同会計事務所

緊急事態宣言の発令に伴う対策のお知らせ

今般の情勢並びに令和3年8月20日から新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言の緊急事態措置実施区域に兵庫県が指定されたことを受けて弊社と致しましては、感染防止対策を引き続き強化し、令和3年4月26日付『緊急事態宣言の再々発令に伴う対策のお知らせ』でお知らせしました対策を、お客様の安全と健康を最優先し、宣言中は、引き続き実施することをお知らせいたします。

①訪問自粛

・ご来訪は従来のとおりとさせていただきますが、お客様へのご訪問につきましては事前にご相談の上で原則差し控えさせていただくこととなります。ただしやむを得ないご訪問については、個別に状況に応じた適切な対応の調整を図らせていただきます。

②営業時間の短縮

・弊社の業務時間は原則10時～16時とさせていただきます。(従業員の時差出勤のため)

弊社の対応としましては、感染防止に取り組みながら、公的融資の申請支援など、お客様のご支援をすべく最大限の努力をさせていただき所存でございます。御理解と御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

何かございましたら下記宛までご連絡ください。

住所:〒651-0086 神戸市中央区磯上通 8-1-1 テツケンビル 2F

TEL: 078-272-1818

FAX: 078-222-0066

Email:kaikei@tkcnf.or.jp